深谷市
予防接種事務デジタル化に対応する
医療機関アプリ及び市民向けアプリの
導入及び運用業務に係る

情報提供依頼書

令和８年１１月

深谷市福祉健康部保健センター

１．業務名

深谷市予防接種事務デジタル化に対応する医療機関アプリ及び市民向けアプリの導入及び運用業務

２．業務目的

令和10年4月より本格運用が始まる予防接種事務デジタル化に対応するため、医療機関アプリを導入する。本アプリは、国が整備する予診情報・予防接種記録管理／請求システム（以下「予予・請求システム」という。）と連携し、医療機関における受付から接種記録登録までの予防接種業務をデジタル化することで、接種記録及び費用請求に係る自治体・医療機関の業務の効率化を図ることを目的とする。

また、併せて子ども・子育て支援に特化した市民向けアプリを導入し、子育て中の家庭が、子どもの成長記録や予防接種スケジュール等の情報をデジタルでより簡単に管理できる環境を整備し、令和10年4月運用開始の予防接種業務デジタル化に向けた基盤を整え、市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

３．業務期間

導入業務　　契約締結日から令和１０年3月３１日

運用保守業務　令和１０年１月上旬（予定）から令和１５年３月３１日まで

４．業務の概要

(1)　予防接種事務デジタル化対応の医療機関アプリ及び市民向けアプリの導入

予防接種事務のデジタル化に伴い、医療機関が予診票の確認から接種記録の登録、請求等を行うための医療機関アプリを導入する。なお、本アプリは予予・請求システムとの連携を前提とし、予診票及び接種記録等の情報について当該システムとのデータ連携を行うものとする。

導入初年度は、定期接種を行う市内医療機関のうち、医療機関アプリの運用を希望する医療機関へ個別計画等を作成し導入する。翌年度以降も順次拡大し、未導入の医療機関へのフォローと定着支援を行う。

また、市民向けアプリは、子どもの成長記録や予防接種スケジュール等の情報登録、管理機能を有するものとし、今後の予防接種デジタル化等の母子保健DXに対応する機能を追加できるものとする。

(2)　運用・保守管理

アプリの運用に必要なサーバはデータセンターに置き、クラウド型で24時間、常時安定稼動するものとする。また、これに必要となる運用環境の提供、運用後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。原則、24時間365日利用可能とする。ただし運用・保守等の予定された停止については、この限りではない。

５．導入要件

(1)　アプリの対応 OS

医療機関が利用するアプリは、Windows及びMacに対応し、ブラウザはGoogle Chromeの最新バージョンでの動作を保証すること。市民が利用するアプリは、iOS、Androidの最新OS含む2世代のメジャーアップデ

ートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

(2)　機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とする。

(3)　テスト要件

受託者は、機能の本番導入までにテストを行い、本市の承諾を得るものとする。

(4)　説明会の実施

医療機関アプリの導入の段階において、オンラインまたは本市の指定する場所において、医師会や市内医療機関向けの説明会を実施すること。

(5)　研修の実施

医療機関アプリの運用開始にあたっては、本市職員及び医療機関へ、操作方法の習得を目的とした研修を実施すること。また、運用保守期間内の年度当初には、本市職員に対して最低1回の研修を実施すること。研修に必要なPC又はタブレット 、インターネット環境や電源等については、本市と受託者で協議のうえ状況に応じて適宜用意するものとする。

(6)　個別導入計画の策定

各医療機関の環境に合わせ、受付から予診票の確認、診察、ワクチンの準備、接種登録、請求までの動線を確認し、最適な導入計画を策定する。策定後も、導入計画に修正の必要が生じた場合は適宜見直し、本格運用の開始に支障のないよう努めるものとする。

(7)　アプリの登録

受託者は、開発した市民向けアプリを、iOS は App Store、Android OS は Google Play から入手できるように、アカウント、ライセンス取得等の手続き、または手続きの支援を行うこと。

６．機能要件

以下のとおりとする。

（医療機関アプリ）

(1)　顔認証付きカードリーダー又は、マイナ資格確認アプリを用いた接種対象者のマイナンバーカード読み取りに対応すること
(2)　読み取り結果に基づき、本システム上で接種対象者を自動的に受付できること
(3)　複数の予診票回答がある場合、同時接種としてまとめて自動受付できること
(4)　予防接種対象者番号（21桁）を入力することで、対象者を受付できること
(5)　予防接種対象者番号のバーコードを読み取って受付できること
(6)　同時接種で「一方はデジタル予診票・一方は紙予診票」といった混在ケースに対応できること
(7)　同時接種でデジタルと紙が混在する場合、どちらであるか視覚的に判別可能な表示ができること

(8)　受付一覧画面で氏名やワクチン名等による検索・絞込みができること
(9)　接種対象者の過去の接種履歴を表示できること
(10)　自動チェックにより、接種間隔誤りや対象期間外接種などの間違い接種を未然に防止できること
(11)　予診票をPDF形式で出力できること
(12)　複数端末の利用で、一方の端末で入力したデータが、他方の端末にリアルタイムで反映されること
(13)　ワクチンの二次元バーコードを読み取り、ワクチン情報（GTIN・ロット番号・有効期限等）を取得できること
(14)　医療機関において、接種結果を予予・請求システムへ登録した直後の修正、削除にも対応できること
(15)　接種記録登録後に、接種内容に基づく窓口支払額を確認できること
(16)　医療機関の利便性を高めるための工夫があること

（市民向けアプリ）
(1) 市民向けアプリは、子どもの成長記録や予防接種スケジュール等の情報登録、管理機能を有し、市からの情報を配信する機能があること
(2) 市民向けアプリは、予防接種デジタル化の本格運用が始まる令和10年4月には、アプリ上でデジタル予診票を取得し、予診票への回答を可能とする機能を追加し、予防接種デジタル化に対応できるものとする。（機能追加にかかる費用については、別途協議する。）
(3) 利用者の利便性を高めるための工夫があること

7．運用保守要件

以下のとおりとする。

(1)　運用・保守管理

業務履行期間終了までの間、アプリの運用・保守管理を行い、本市と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

(2)　システム等の運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、本市からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、本市に積極的な提案を心掛けること。問い合わせの対応時間は、平日9時から17時30分（祝日及び年末年始を除く）の間とするが、システム障害等の緊急時の対応については、この限りではない。

また、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。

なお、予予・請求システムその他外部システムに起因する障害については、受託者の責任範囲外とし、必要な範囲での情報共有及び対応支援を行うものとする。

(3)　バックアップ

システムダウンの影響を最小限に抑えるため、システム及びデータのバックアップを行い、

障害等が発生した際には、速やかにバックアップデータより前日の状態へ復旧すること。

(4)　アプリ・システム等のアップデート

① OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS及び関連プログラム（ブラウザ等）のバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、バージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、対応を終えるまでの期間、支障の内容、対応の見込み等について、周知用の文案を本市に示し、対応を進めるものとする。

② 脆弱性対応

アプリ及び関連システムの脆弱性対策は適切に行うこと。その際、OS・サービス・システムを停止、または再起動が必要になるなど、利用者に影響が出る場合は、事前に本市の承認を得ること。

(5)　市民向けアプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。

(6)　サポート体制

医療機関や市民からの問い合わせに対して、コールセンター等を設置するなど、アプリの円滑な運用を支援する体制を整え、継続的なフォローアップに努めるなど、具体的なサポート体制について提案すること。

(7)　運営・管理支援

運営・管理においては、本システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。
また、データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとする。

８．情報セキュリティ要件・データセンター要件

以下のとおりとする。

セキュリティ要件	
項目	要件
障害対応	障害（システム障害・データセンター内のネットワーク及びネットワーク機器を含む）を記録し、保管するとともに、市からの求めに応じて提供すること
	利用者に影響のある障害が発生した場合は、速やかに対応するとともに、初動対応について本市に報告し、最終報告を行うこと
脆弱性対応	システムはウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと
	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、適切な対策を行うこと

アクセス制御	OS・DB 等の管理職権限を付与された ID を利用する者を必要最小限に限定し、ID・パスワードを厳重に管理すること
	利用者（医療機関・本市職員）がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること
	サーバソフトウェア・システム・DB 等へのアクセス記録・ログ等を適切に管理し、不正アクセス等の状況を適切に確認すること
	ログインしたユーザ、日時、操作等を記録すること
データ保護	SSL による通信データの暗号化を実施すること
	市民の氏名・性別・住所等機密性の高い情報はデータの暗号化をすること

データセンター要件	
項目	要件
環境	パブリック・クラウドサービスにて実現すること
場所・認定	日本国内のデータセンターを使用すること
	情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）適合性評価制度の認定を受けていること。
人員・入退管理・室内管理	データセンターは 24 時間 365 日の有人監視体制で管理されていること
	サーバルームへは、ID カードや生体認証等により、事前に許可された者のみが入室でき、入退室が記録されるよう管理されていること
	サーバルームは監視カメラが設置され、常時監視・記録されていること
温度・湿度管理	温湿度監視装置等により、常時適温・適湿が維持されていること
	空調設備は複数台設置するなど、冗長化構成により、点検・故障時でも最適な温湿度が維持できること
ネットワーク	ネットワークは冗長化されていること
	システムの通常利用が可能な通信速度を確保したネットワーク設備等を有すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること
	監視ソフト等により、サーバやネットワーク機器の稼働状況に関する常時監視を行うこと
	外部と常時接続するシステムは、ネットワーク侵入検知等を設置し、監視を行うこと
防火対策	自動火災報知設備、消火設備が設置されていること
	不活性ガスを消火剤として使用した消火設備を採用していること
耐震対策	建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度６弱クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制振構造であること
	電源供給設備は多重化されており、24 時間 365 日電源の安定供給が可能であること
停電対策	無停電対策として、電源が冗長化されており、無停電電源装置（UPS）が設置されていること
	商用電力の供給が停止した場合、無停電電源装置（UPS）による電源供給中に非常用自家発電による電力供給がなされ、サーバ・ネットワーク機器等を停止させることがなく電力供給されること
	非常用自家発電設備は、無給油で 24 時間以上連続運転可能であること
その他	漏水対策、落雷対策がとられていること

９．成果物

（1） 成果物

◆ 業務完了届

医療機関アプリ、市民向けアプリそれぞれ別に作成する。

◆ システム操作マニュアル

◆ チラシ・ポスター等のツール

（2） 納入先

深谷市保健センター（埼玉県深谷市本住町17-1）

１０．スケジュール（予定）

令和８年１１月	アプリ導入検討
令和８年１２月～令和９年２月	プロポーザル実施
令和９年３月	契約
令和９年４月～令和 10 年３月	医療機関アプリ、市民向けアプリ導入 令和 10 年１月から試験運用開始予定
令和 10 年４月	本格運用開始

１１．情報提供依頼内容

（1） アプリの各種情報

「4. 業務概要」に記載したアプリに関するパンフレット等の資料

※貴社のパッケージについて該当するものがあれば、情報を提供してください。

（2） 他自治体におけるアプリの導入実績

アプリの導入等の事例について

（3） 深谷市予防接種事務デジタル化に対応する医療機関アプリ及び市民向けアプリの導入及び運用業務に係る見積り

ア）令和９年度のアプリ導入にかかる経費

イ）令和 10 年１月～令和 15 年３月の運用保守業務に係る経費

（4） スケジュール

ア）導入に関するスケジュール

イ）運用保守に関するスケジュール

１２．情報提供の方法等

（1）提出期限　令和８年 11 月 30 日（月）

（2）様式　　任意

（3）提出方法　15.RFI 担当窓口まで電子メールにて提出

１３．本RFIに関する質問

本 RFI に関して質問がある場合は、15.RFI 担当窓口まで電子メールにてお問い合わせください。質問受付期間内に受けた質問をまとめて、回答期限内にメールで回答します。

(1)質問受付期限　　令和 8 年 11 月 12 日(木)

(2)深谷市質問回答期限　令和 8 年 11 月 19 日(木)

１４．注意事項

(1)提供内容について、後日問合せを行う場合があります。

(2)提供資料の返却は致しません。

(3)情報提供の有無は、今後のいかなる委託業者選定等にも影響を与えません。

(4)情報提供の内容は、今後の調達における仕様書等に反映する場合があります。

１５．RFI担当窓口

所在地:〒366-0823 埼玉県深谷市本住町 17－1

所属　:深谷市　福祉健康部　保健センター

担当　:権田、川浦

電話　:048-575-1101

Email　:hoken@city.fukaya.saitama.jp